

電気需給約款別表の一部変更について

料金の日割計算の算定にあたり、「検針期間の日数」という部分について暦日の場合は日数（28日～31日）に増減が生じるため、日数を固定化し簡便に計算を行いたく下記のとおり変更いたしますので、ご利用のお客様にはご理解いただきますようお願いいたします。

5（日割計算の基本算式）

（1）日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

変更前) 1月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数

変更後) 1月の該当料金×日割計算対象日数÷30日